

# 許 可 申 請 書

第

号

(宛先) 京 都 市 長		年 月 日		
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
		(担当 連絡先 - - )		
土地区画整理法第76条第1項の規定により、建築行為等の許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。				
行 為 地 の 町 名 地 番 又 は 仮 換 地 の 符 号		京都市 区		
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	街 区 番 号 第 街区
敷 地 面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建 築 面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
行 為 (工 事) の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
行 為 (工 事) の 概 要				
行 為 の 種 別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築			
	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 以外の <input type="checkbox"/> 改築 工作物 <input type="checkbox"/> 増築			
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 移動の容易でない 物件の設置又は堆積			
土 所 有 地 者	住 所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏 名	(法人にあっては名称及び代表者名)		
代 理 人	住 所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏 名	(法人にあっては名称及び代表者名)		
(担当 ) 連絡先 - -				
許 可 条 件				

※記入の際は、裏面の「土地区画整理法76条第1項の許可申請について」を参照してください。

## 土地区画整理法第76条第1項の許可申請について

- 1 太線の枠内を記入してください。
- 2 申請者及び代理人が法人である場合には、担当の欄に担当部署及び担当者名を記載してください。
- 3 行為の種別は、該当する□をチェック(✓印を記入)してください。
- 4 行為(工事)の概要は、該当欄に詳細に記入してください。行為の種類が2種類以上にわたる場合は、行為概要をそれぞれの欄に記入し、申請してください。
- 5 「許可申請書」と「土地区画整理法76条第1項の許可申請について」、「許可書」と「施工に関する注意事項」を両面印刷し、それぞれに下表の書類を各1部ずつ添付してください。

書類	縮尺	備考
(1) 委任状	—	本人(法人の場合は、代表者)以外の者が申請する場合
(2) 付近見取図	1/1,000～ 1/5,000	・行為の場所及びその付近を表示したもの
(3) 土地の権利関係を証する書面	—	・登記事項証明書(申請前3箇月以内に発行された全部事項証明書)または、登記事項証明書に準ずる書面、保留地の場合は保留地証明書 ・申請者と土地所有者が異なる場合は、上記の他に土地使用承諾書
(4) 仮換地図	1/500	・申請窓口で発行しています
(5) 土地の求積図	1/100～1/250	・周囲寸法も図示したもの
(6) 配置図	1/100～1/250	・配置図及び平面図は周囲長を記載したもの
(7) 平面図		・建築物又は工作物(これらに付帯する物を含む)と敷地境界線とが最も接近する部分(屋根や樋等、壁についてはその壁面)を明示し、その隔離寸法を記載したもの
(8) 立面図(建築物の基礎を含む)		
(9) 構造図	1/10～1/50	・土木構造物を設置する場合
(10) 縦横断面図	1/100～1/250	・土地の形質を変更する場合
(11) 水利権者の放流承諾書	—	・雨水以外のものを公共下水道以外のものに排出する場合は、水利権者と協議すること
(12) 写真	—	・敷地境界線付近に構造物を作る場合は、境界杭(プレート)の現状が分かる写真

- 6 申請書を提出される前には、必ず現地の境界杭(プレート)を確認し、周囲長、面積を実測するとともに、施行者に照会してください。
- 7 代理人による申請の場合、連絡は代理人に対して行います。申請者への連絡を希望する場合は、その旨をお申し出ください。
- 8 許可書の受領は、京都市からの連絡を受けてからお越しください。

# 許可書

京都市指令 第 号

年 月 日

様

京都市长

印

(担当 京都市)

)

年 月  
いでは、下記のとおり許可します。

日付けで申請の土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等につ

行為地の町名地番 又は仮換地の符号		京都市 区			街区番号 第 街区
		申請部分	申請以外の部分	合計	
敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
行為(工事)の期間		年 月 日から 年 月 日まで			
		行為(工事)の概要			
行為の種別	<input type="checkbox"/> 建築物 ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築)				
	<input type="checkbox"/> 建築物以外の工作物 ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築)				
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更				
	<input type="checkbox"/> 移動の容易でない物件の設置又は堆積				
土地所有者	住所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名	(法人にあっては名称及び代表者名)			
代理人	住所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名	(法人にあっては名称及び代表者名)			
許可条件	(担当 ) 連絡先 - -				

※行為(工事)に際しては、裏面の「施工に関する注意事項」を参照してください。

- (教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求することができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第2項に規定されています。)  
 2 また、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知った日(その他、審査請求をした場合においては、裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に取消訴訟を提起することもできます。

## 施工に関する注意事項

- 1 この申請の内容に変更が生じる場合、また、建築行為等を廃止する場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 工事の施工に当たっては、次の事項に注意し、施行者と十分協議してください。
  - (1) 境界線は保存すること。仮換地の位置を表示する標識(杭)を移動、除却、汚損しないこと。境界線上、又は境界線付近に工作物等を造る場合において、やむを得ず標識(杭)を移動、除却する時は、隣接土地所有者との立会いの上、控え杭を打って、後日復元すること。
  - (2) 道路付帯構造物(側溝、擁壁、水路)等を破損させないこと。
  - (3) 土砂、セメント、油脂等を水路、側溝、排水管等に流入しないこと。
  - (4) 道路敷地内では、交通(車両、歩行者)の支障となる作業や建築物等の材料の堆積を行わないこと。
  - (5) 側溝の側壁を利用して工作物等を設けないこと。
- 3 側溝や水路の蓋の架設、看板・テントの掲出、その他公共施設を変更、占用する場合は、必ず事前に関係部局で必要な手続きをしてください。
- 4 申請に当たって杭の写真を提出した場合は、工事完了後の杭の状態を示す写真を施行者に提出してください。